平成２１年（フ）第１００６号
広島市安芸区船越南３丁目21番７―203号
債務者　柏木　則子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１８号
広島県大竹市南栄１丁目９番８号
債務者　中川　良明
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０５９号
広島市佐伯区杉並台27番地９
債務者　畑　　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６０号
広島市佐伯区杉並台27番地９
債務者　畑　　紗織
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８６号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目７番15号
債務者　向井　幸枝
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０９６号
広島市中区榎町５番７―302号
債務者　村上　智子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２４号
広島市安芸区船越南３丁目28番27号
債務者　谷口　健一
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２０４号
広島市南区翠４丁目２番11―301号
債務者　吉村まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２４号
広島市安芸区矢野東３丁目５番16号
債務者　岡上　克行
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２５６号
広島市安佐南区緑井１丁目28番29―201号
債務者　草川　　豪
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４４号
広島市安佐北区落合南３丁目12―18グリーンバレーかねみつ１番館406号室、住民票上の住所広島市安芸区矢野西７丁目25番12号
債務者　伊藤　誠司
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２号
広島県尾道市高須町890番地２
債務者　熊本　清美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
広島県尾道市瀬戸田町名荷3521番地１
債務者　竹之内　浩
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２０年（フ）第９８号
愛媛県四国中央市妻鳥町60番地２　いつきマンション103号、旧住所愛媛県今治市湯ノ浦14番地
債務者　奥田チズ子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第１７８号
愛媛県新居浜市一宮町１丁目12番31号
債務者　横山　敏和
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第５７号
愛媛県新居浜市桜木町１番８号
債務者　上野　幹彦
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第５８号
愛媛県新居浜市桜木町１番８号
債務者　上野　花子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１１５号
愛媛県新居浜市土橋２丁目７番245号、前住所愛媛県新居浜市喜光地町１丁目３番23号
債務者　近江　英二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部